

令和4年2月22日

(保護者様) 成年年齢引き下げへの対応について

静岡県立袋井高等学校長

民法改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。具体的には、平成16年4月2日以降に生まれた者で、令和2年度以降に高等学校に入学した者については在学中に成年となります。本校では、入学時に「保護者」とされた御家族を在学中は「保護者等」と表現させていただきます。

成年年齢の引き下げに伴い、下記のように学校における環境整備を適切に行ってまいります。今後も生徒が高校生としての本分を自覚した学校生活を送ることができるよう支援してまいります。御家庭でも御指導のほどよろしくお願いいたします。

記

1 消費者教育について

- (1) 満18歳で成年となった者は契約の主体となることから、社会の一員として行動する自立した消費者となる消費者教育の推進を生徒、保護者、学校が一体となって行う。
- (2) 消費者被害に遭った生徒からの相談を受けた場合は、消費生活センター等の外部の専門機関に相談することを促すなど適切に対応する。

2 改正法に基づく留意事項

- (1) 成年年齢に達した生徒は、退学、転学、留学及び休学に関して、保護者等の同意を必要とすることなく単独で校長の許可を得ることができることになるが、高校在学中はまだまだ成長過程にあり、引き続き支援が必要な存在であることから、その手続きを行う際には、事前に学校、生徒、保護者等と話し合いの場を設ける。
- (2) 生徒指導及び進路指導については生徒は家庭の中で育ち、地域社会と関わりながら社会性を身に付け、成長していくものであることから、成年年齢に達した意義を踏まえながら保護者等との連携の下で行う。
- (3) 生徒の健やかな成長を支援する観点から、保健指導等に当たっては引き続き、これまで同様の取扱いを行う。

3 その他

改正法に関しては、関係法令を考慮して対処する。

法務省 HP

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html

以上